

1

2

3

4

5

## 6 第5章 計画の推進

7

# 1

# 計画の推進体制

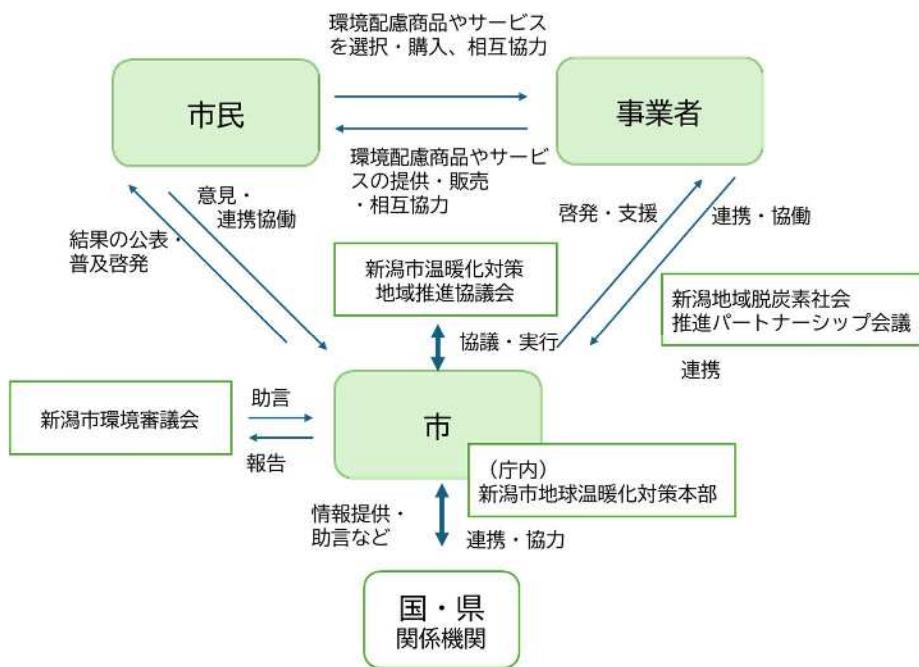
## 1

## 計画の推進

### 1. 推進体制

地球温暖化は、市民や事業者の日常生活や事業活動に深く関係しています。目指す姿の達成に向け、市民や事業者、行政それぞれが自らの役割を理解し、自らの問題として取り組むとともに、相互に協力・連携しながら効率的・効果的に対策を推進していくことが重要です。

#### ■推進体制



#### 新潟市環境審議会

新潟市における環境の保全に関する基本事項を調査・審議するため、市民、事業者、学識経験者及び行政機関の職員から構成される組織です。本計画の取組み状況に関し、助言等を行います。

#### 新潟市地球温暖化対策地域推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第22条に基づき設置された組織で、市民団体、事業者、地球温暖化防止活動推進員、市で構成される組織です。本計画の目標達成のための具体的な事業について協議・実行していきます。

#### 新潟市地球温暖化対策本部

新潟市の地球温暖化対策を、本計画に基づき組織横断的に推進していくため、市長を本部長とし、市の関係部局の代表で構成される府内組織です。市の事務・事業に係る温室効果ガス排出量の削減に向け、「新潟市地球温暖化対策実行計画（率先推進版）」の推進とともに、本計画の進行管理を担います。

2 2. 各主体の役割

## 3 (1) 行政の役割

## 4 ① 施策の推進

5 市は本市の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減のための施策を総合的かつ計画的に推進します。また、市民、事業者による温室効果ガスの排出量削減に関する活動の促進を図るため、施策に関する情報提供をはじめ各種支援に取組みます。

6 また適宜、国や県、関係機関などとも連携を図りながら、市民・事業者等多様な主体と協  
7 働し、地球温暖化対策にかかる施策の一層の推進を図ります。

## 8 ② 自らの事務事業における率先的取組の推進

9 本市も温室効果ガス排出事業者であることから、地方公共団体として率先的取組を総合的  
10 計画的に推進します。

## 11 (2) 事業者に期待される役割

12 事業活動において、エネルギー・資源利用量の削減、再生可能エネルギーの導入、廃棄物  
13 の削減など、通常の事業活動の中で各事業所の業種・業態に応じた温室効果ガスの排出量の  
14 削減のための取組に積極的に取り組むとともに、国や県、市が実施する地球温暖化防止対  
15 策に関する施策等への積極的な連携・協力が期待されます。

## 16 (3) 市民に期待される役割

17 日常生活において、地球温暖化問題への関心を高め正しく認識するともに、ライフスタイルを見直し、自らに適した方法で温室効果ガスの排出量削減につながる取組に積極的に取り組むことが期待されます。また国や県、市が実施する地球温暖化防止対策に関する施策等への連携・協力が期待されます。

25 **2 計画の進捗管理**

26 計画の着実な推進を図るため、事業計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直  
27 し(Act)を繰り返すPDCAサイクルによる進行管理を実施します。

28 温室効果ガス排出量の削減目標などの達成状況を把握するため、市域の温室効果ガスの排出量な  
29 どを毎年度、定量的に把握し、「新潟市環境審議会(地球温暖化対策部会)」「新潟市地球温暖化対策  
30 地域推進協議会」に報告を行うとともに、市ホームページ等により公表していきます。

31 また、進捗管理指標を毎年確認し、必要に応じて取組を見直します。計画本体についても、地球  
32 温暖化対策を取り巻く国内外の状況や計画の進捗状況などをふまえ、計画期間を待たず適宜見直し  
33 を行います。